

## 議決権行使に関する方針

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社（PGIJ）は、議決権行使に関する方針として、グローバルで統一されたプリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシー（PGILLC）のコンプライアンス・マニュアルに記載されている、「議決権行使に関する方針及び手続き」を採用しております。

### （基本方針）

PGIJ は議決権行使にあたって、受託者責任の観点より、お客様にとって長期的な経済的利益に適うことを最優先に、議決権行使の判断を行って参ります。

弊社が、議決権行使の判断を行う際に特に重要と考える点は以下の通りです。

- （1） 株主価値の観点から経営を監督する仕組みとしてのコーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目指して議決権行使の判断を行います。
- （2） 当社及び関係会社との利益相反の影響を排除して議決権行使の判断を行います。
- （3） 企業及びその役職員による違法行為や行政処分、訴追、その他社会的信用を著しく害するような行為について、それが株主価値の毀損につながる場合には、厳正な判断を行い、議決権行使を通じて経営の改善を要求します。
- （4） 企業業績については、基本的には投資対象としての判断（保有継続もしくは売却）が優先しますが、業績、株価の低迷が議決権行使によって改善されうる場合には、取締役の選任などの具体的な議案の判断に反映することがあります。
- （5） その他株主価値の毀損につながる場合は、議決権行使を通じて、企業に対し適切な経営を行うよう要求します。

### （施行）

本規程は 2010 年 6 月 15 日より施行する。